

滋賀県介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業実施要綱

<目的>

第1条 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業（以下「本事業」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者に対し資格取得に必要な費用の貸付けを行うことにより、県内において質の高い介護福祉士の養成・確保ならびに定着を支援することを目的とする。

<資金の貸付>

第2条 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）は、毎年度予算の範囲内において、介護福祉士実務者研修受講資金（以下「貸付金」という。）を貸付けることができる。

<貸付対象者>

第3条 貸付金の貸付対象者は、実務者研修施設に在学する者であって、次の（1）および（2）の要件を満たす者とする。

（1）次の①から③までのいずれかに該当する者

- ① 県内に住民登録をしている者であって、卒業後に県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県および福島県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、県内および当該被災県の区域とする。以下同じ。）において第12条に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- ② 県内の実務者研修施設に在学する者であって、卒業後に県内において第12条に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- ③ その他、会長が必要と認めた者

（2）実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験の受験資格を有する見込のある者。

<貸付の期間>

第4条 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。

<貸付額および利子>

第5条 貸付額は、200,000円以内とする。

2 貸付金の利子は、無利子とする。

<貸付の申請>

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲

げる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書
- (2) 介護福祉士実務者研修受講証明書
- (3) 実務経験証明書
- (4) 個人情報取得・利用（取り扱い）同意書

<連帯保証人>

第7条 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。

- 2 保証人は、本事業による貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

<貸付の決定>

第8条 県社協会長は、第6条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、貸付金の貸付をすることを決定したときにあつてはその旨を介護福祉士実務者研修受講資金貸付決定通知書により、貸付金の貸付をしないことを決定したときにあつてはその旨を介護福祉士実務者研修受講資金貸付不承認決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

<貸付の方法>

第9条 貸付金は、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとし、一括で貸付けるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

<借用書の提出>

第10条 貸付金の貸付を受ける者（以下「借受人」という。）は、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金借用書を県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、借受人が貸付金の貸付中に辞退により借用額が変更された場合は、介護福祉士実務者研修受講資金貸付額変更決定通知書により通知するものとする。

<貸付契約の解除>

第11条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から貸付金の貸付契約を解除し、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金貸付契約解除通知書により通知するものとする。

- (1) 実務者研修施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

- 2 県社協会長は、借受人が介護福祉士実務者研修受講資金貸付金貸付辞退届により貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除し、介護福祉士実務者研修受講資金貸付

金貸付契約解除通知書により通知するものとする。

<返還債務の免除>

第12条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。借受人(借受人が死亡したときにあつては、その連帯保証人)は、当該各号のいずれかに該当するに至ったときは、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還免除届出書にその事実を証明する書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(1) 次の①または②のいずれかに該当するに至ったとき。

① 実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験を合格した日(国家試験を合格した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内(ただし国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県(岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。)以外の都道府県において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。)において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。(ただし、国家試験に合格できなかった場合であつて、本人の申請に基づき翌年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、翌年度の国家試験に合格した日を国家試験に合格した日とすることができる。)

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。また、返還免除対象業務に従事後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

② 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 県社協会長は、前項の規定により返還の債務を免除する場合のほか、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者の申請により、当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。貸付金の返還の債務の免除を受けようとする者は、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還免除申請書に、同項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(1) 死亡し、心身の故障その他特別の事情により返還の債務を履行することができなく

なったと認められるとき。

返還の債務の額（すでに返還を受けた金額を除く。以下同じ）の全部または一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部または一部

- (3) 滋賀県内において1年以上同条の1に規定する業務に従事したとき。

免除の額は、滋賀県内において同条の1に規定する業務に従事した月数を24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乘じて得た額とする。

<返還の債務の免除の決定通知等>

第13条 県社協会長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金の返還の債務の全部または一部を免除することを決定したときにあつてはその旨を介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還免除決定通知書により、貸付金の返還の債務を免除しないことを決定したときにあつてはその旨を介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還免除不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

<返還>

第14条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷等その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、1年以内に、貸付けを受けた貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、または県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (5) その他県社協会長が必要と認めるとき。

2 貸付金の返還は、月賦、半年賦、年賦の均等返還または一括の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

3 借受人が前項の規定による分割を怠った時は、借受人は当然に期限の利益を失い、残元金とこれに対する第18条に規定する延滞利子を直ちに支払わなければならない。

<返還計画書等>

第15条 前条により貸付金を返還しなければならない者（返還の債務の履行猶予を受けている者を除く。）は、貸付金の返還の債務を履行しなくなつた日から起算して15日以内に介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還計画書を県社協会長に提出しなければならない。

2 介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還計画書を提出した者が返還の方法を変更し

ようとするときは、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還方法変更願を県社協会長に提出してその承認を受けなければならない。

<返還の債務の履行猶予>

第16条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 滋賀県内において第12条に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定による貸付金の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還猶予申請書に、その事実を証明する書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

<返還の債務の履行猶予の決定通知等>

第17条 県社協会長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金の返還の債務の履行を猶予することを決定したときにあつてはその旨を介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還猶予決定通知書により、貸付金の返還の債務の履行を猶予しないことを決定したときにあつてはその旨を介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還猶予不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

<延滞利子>

第18条 県社協会長は、借受人が正当な理由がなくて貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

<連帯保証人の変更>

第19条 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、直ちに介護福祉士実務者研修受講資金貸付金連帯保証人変更届により県社協会長に届け出なければならない。

<借受人等の異動>

第20条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の様式にその事実を証明する書類を添えて速やかに県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所または登録実印を変更したとき。

- (2) 受講、就労に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
 - (3) 休職し、復職し、または退職したとき。
 - (4) 介護業務の従事先を変更したとき、または介護の業務に常時従事しなくなったとき。
 - (5) 連帯保証人の氏名、住所または登録実印に変更があったとき。
- 2 第16条の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者は、毎年4月15日までに介護業務従事状況届出書を県社協会長に提出しなければならない。

<借用書等の返還>

第21条 県社協会長は、借受人が貸付金を完済したときは、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金借用書、連帯保証人承諾書、印鑑登録証明書を添えて、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金返還金完済通知書を借受人および連帯保証人に送付するものとする。

- 2 県社協会長は、第12条の規定により貸付金の返還を免除し返還の債務が全てなくなったものについては、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金借用書、連帯保証人承諾書、印鑑登録証明書を添えて、介護福祉士実務者研修受講資金貸付金完了通知書を借受人および連帯保証人に送付するものとする。

<その他>

第22条 この要綱に定めるもののほか、貸付金の貸付けに関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、平成28年度分の貸付から適用する。
平成29年4月1日 一部改正